

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

安心・快適 みんなが愛する水の里づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県、登米市

3 地域再生計画の区域

登米市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、宮城県の北東部に位置し、西部は丘陵地、東部は山間地であり、市域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、豊かな水辺空間を有している自然に恵まれた『水の里』らしさを醸し出している地域である。また、東部はイヌワシの営巣が確認され、県環境保全区域に指定されている翁倉山をはじめとする山間地であり、森林面積は本市総面積の41.4%を占めている。

森林は、古くより素材供給、薪炭生産等本市の基幹産業としての役割を担ってきたとともに、近年は間伐材利用による小径木加工販売、木工芸品加工販売など2次産業の発展に寄与している。

このように、本市は河川・湖沼・森林など豊かな自然環境に恵まれており住民はこれらの恵みを享受してきた。

しかしながら、現在本市では人口が平成12年国政調査時より約4%減少し、また、高齢人口の割合が17.4%から25.2%に増加するなど、過疎化と高齢化が同時に進行している。森林は『水の里』を形成する数多くの河川の水源であり、その整備は重要であるが、林業の担い手不足により遅れている状況にある。また、高齢者の交通事故が増加しており、高齢者が安心・快適に暮らせる町づくりが課題となっている。

これらの課題を総合的に解決するため、市道、林道の一体的整備を進めることとする。これにより、病院等公共公益施設への交通の安全と円滑化を図るとともに交通安全教室や啓蒙普及活動を実施し、高齢者が安心して暮らせる町づくりにつなげていく。また、健全な森林育成のための間伐等の森林整備や、林業振興のための植林実施に資するため、森林へのアクセスを改善する。水源である森林を健全に保つとともに、み

どりの少年団による環境美化活動を行うことで美しい水環境の確保が可能となる。これらの取り組みにより、「安心・快適みんなが愛する水の里」づくりにつなげていく。

(目標①) 安全満足度の向上 (住民アンケート結果：40%→60%向上)

(目標②) 森林整備の拡充

(林道利用区域内間伐：平成23年度まで40haの増)

(" 植林：平成23年度まで2.5haの増)

(目標③) 素材販売量の拡充 (杉 1,707m³)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

森林へのアクセス改善を図り間伐遅れ等未整備森林の整備を推進するため林道入土・大柳津線を整備し、また、交通安全の確保のため、市道相川線等の線形改良や拡幅整備及び交通安全キャンペーン等を行う。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

・ 道整備交付金を活用する事業

対象事業となる事業は以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道…道路法に規定する市町村道に認定済み

市道黄牛線 (昭和38年3月26日認定)

市道新川・舟越線 (昭和60年3月13日認定)

市道相川線 (昭和61年3月12日認定)

林道…森林法による、宮城北部地域森林計画(平成16年樹立)に路線を記載

[施設の種類〔事業区域〕実施主体]

- ・ 市道(登米市) 登米市
- ・ 林道(登米市) 宮城県、登米市

[事業期間]

- ・ 市道 (平成18～平成23年度)
- ・ 林道 (平成18～平成22年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 市道 3,650m 林道 2,503m
- ・ 総事業費 1,345,160千円 (うち交付金672,580千円)
市道 1,106,000千円 (うち交付金553,000千円)
林道 239,160千円 (うち交付金119,580千円)

(5-3) その他の事業

① 交通安全教室、啓蒙普及活動

幼児から老人に至るまで段階的、体系的に交通安全教室を開催し交通安全教育の充実を図るとともに、啓蒙普及活動により交通安全思想の高揚により交通事故を防止し安心して暮らせる町づくりを行う。

② 間伐等の森林整備

間伐、植林等森林整備を推進し、水源涵養、水質浄化作用及び災害防止等森林の持つ公益的機能を維持し自然環境の確保と良質材の生産、間伐材利用による木工芸品加工、苗木育成等の林業振興を図る。

③ みどりの少年団による環境美化活動

山の清掃、植栽木の下刈り、環境保全啓蒙用の看板作成等のボランティア活動を行い、自然環境の保全や動植物の愛護活動について啓蒙を図る。

6 計画期間

平成18年度～平成23年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、施設整備の進捗状況等について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし